

植民地朝鮮における教員思想問題

山下, 達也
九州大学大学院人間環境学府 | 日本学術振興会特別研究員

<https://hdl.handle.net/2324/16088>

出版情報 : アジア教育. 3, pp.32-44, 2009-11. アジア教育学会
バージョン :
権利関係 :



植民地朝鮮における教員の思想問題

山下 達也（九州大学・院／日本学術振興会特別研究員）

はじめに

本稿の目的は、朝鮮における初等学校教員の思想問題について検討することにより、植民地教育の「担い手」とされた彼／彼女らの実態面について新たな知見を得ることである。

植民地朝鮮における教員については、稲葉継雄らによって、教員個人の出自や人事連携の実態、朝鮮語の学習や教育活動の一部が明らかにされている¹⁾。これらの論考が植民地朝鮮における教員の実態に迫るうえで示唆に富むものであることはいまでもなく、教員がどのような人事連携を行っていたか、朝鮮語の能力や使用状況がどうであったかということは、植民地教育の「担い手」という社会的機能を有した教員の特徴を捉えるうえで重要な問題といえる。しかし筆者が本稿で着目したいのは、こうした植民地教育の「担い手」としての教員の姿ではなく、むしろ植民地教育にある種の綻びと停滞をもたらしていた教員の実態である。確かに教員は、植民地教育の徹底や円滑化に資するべく養成・確保されており、その意味で教員が植民地教育の「担い手」であったこと自体には首肯できる。しかし、その一方で彼／彼女らの多様な実態や朝鮮総督府による教員政策の蹉跌に着目すると、教員が単に植民地教育の「担い手」としての側面のみから位置づけられるべきではないことがわかる。この点についてはすでに拙稿で指摘し、教員の思想問題や教員不足、「質」の低下、招聘事業の滞りなどの例を挙げつつ、植民地教育の「担い手」という教員の位置づけを再検討するためのラフスケッチを描いた²⁾。本稿は、こうした研究成果を踏み台とし、教員の思想問題についてより詳細な検討を行なうものである。これまでに見落とされがちであった朝鮮における教員の実態、すなわち、植民地教育の「担い手」であった一方で、植民地経営上のいわば「不安要素」となった教員をめぐる事情について可能な限り跡付けることが本稿の課題となる。

つまり本稿は、教育を支配強化のツールとした植民地政策の歯車であったと同時に、植民地経営に停滞をもたらす可能性を宿した存在としての教員の特徴や、その具体的な様相を検討・解明する研究の一端として位置づくものである。

なお、朝鮮人児童を対象とした初等学校は、1910～1937年度は普通学校、1938～1940年度は小学校、1941～1945年度は国民学校（「内地人」児童を対象とした小学校についても同様）と称するべきであるが、研究対象時期がまたがっているため、本稿では、基本的にこれらを初等学校とし、必要に応じては3つの呼称を使用することとする。

1. 初等学校における児童の「不穏言動」と教員の思想事件

ここではまず、教員の思想問題を浮き彫りにした「治安維持法」の施行と朝鮮における

その影響について概観する。次に、教員をとりまく環境における思想の問題状況として、初等学校児童の「不穩言動」に着目し、その「善導」を担うべき存在であった教員の思想事件について論じたい。

植民地朝鮮において「思想犯」という概念が明確・顕在化する過程においては、1925年の「治安維持法」の施行がひとつの大きなポイントとなっている。周知のとおり、1925年以前においても「三・一独立運動」（1919年）をはじめ、朝鮮の独立思想や抗日運動は存在していた。その担い手となった人々の多くは、おもに「騒擾」や傷害、保安法違反、出版法違反として検挙されていたが³⁾、1925年に「治安維持法」が制定されてからは、「思想犯」という概念が明確化することになる。「治安維持法」は、日本「内地」で施行されたものと同じものとはいえ、朝鮮においては、もっぱら以前から続いていた朝鮮人による独立思想・抗日運動を抑圧するものとして機能していたといえる。「治安維持法」が施行された1925年、朝鮮総督府政務総監であった下岡忠治は、「道警察部長会議」の席で、朝鮮人の「不穩言動」について、「今回同法（治安維持法—山下註）の実施に依つて一層根拠ある取締を為すことか出来る様になりました」⁴⁾と述べている。

「治安維持法」施行後3年の実績に関する高等法院検事局の調査によると、1925年5月12日に「治安維持法」が施行されて以降、1928年2月末日までに、朝鮮における「治安維持法」違反事件の確定判決は51件あり、裁かれた人数は111名である⁵⁾。敷衍すると、51件のうち、1件が1925年、13件が1926年、35件が1927年、2件が1928年（2月末日迄）に確定判決があった。被告人の最年少は19歳、最年長は66歳で、数としては24、25歳の者がもっとも多く、30歳未満の者は全体の73%を占めている。さらに、被告人の本籍地としてもっとも多いのは咸鏡北道で25名、次いで平安北道21名、慶尚北道15名、咸鏡南道12名であり、本籍が北方の者が多い。なお、本籍地不明の者は4名で、「内地人」は2名である⁶⁾。

さらに特筆すべきは、被告人の職業について、「無職ほゞ全体の半数を占め農業、教員、学生の者が多い」⁷⁾と記されている点である。この調査が行なわれた翌年の1929年には、「光州中学校生徒対光州高等普通学校生徒争闘事件」が起こり、1930年にかけて各地の学生・生徒を巻き込み、朝鮮全土の学生事件へと規模を拡大した。同事件では、「昭和五年二月二至ル間朝鮮内各地ニ於テ百九十四校五萬四千名ノ学生動揺事件続出」⁸⁾したという。事件に関与した者の多くは、高等普通学校や師範学校等、中等学校の生徒であったが、「光州学生事件及其の影響」で、朝鮮各地の初等学校においても、児童による暴行示威行為、同盟休校、万歳高唱が行なわれている。『光州抗日学生事件資料』によれば、「光州学生運動」の影響で、1930年には、少なくとも54校の公立普通学校において思想事件が起こっている。そのいくつかの概要は以下のとおりである。（下線はすべて筆者によるもの。以下同様。）

- ① 五年生金奎煥なる者、邑内不良青年の使喚を受け二十四日長湍市日を利用し一斉に万歳を高唱すべく計画中なるを発見、三名を検束、未然に防止す。（長湍公立普通学校）⁹⁾

- ② 五年生朴泰溢汽車通学途中、上級学校生徒等の煽動を受け同級生を勧誘して一月二十九日の市日を利用し不穏行動に出づべく計画中を発見、四名を取調の上、厳戒したるため未然に防止するを得たり。(竜岡郡真池洞公立普通学校) ¹⁰⁾
- ③ 忠州郡利柳面所在大召院公立普通学校三、五、六年生二十七名は同地主義者朴成陽に煽動せられ、二月七日放課後午後四時四十分頃、同地市場に集合し光州事件同情を叫び一斉に万歳を高唱し示威運動に出でむとしたるを以て首謀者と認むる八名を検束し解散せしめたるが、此の事実を周知せる五年生黄厚吉等三名は其の不参加を恥とし午後五時三十分頃、「吾等は同情に堪えず万歳」と筆書きせるビラを撒布し三名にて万歳を叫びたるを以て之亦直に検束、鎮静せしめたり。(大召院公立普通学校) ¹¹⁾
- ④ 羅州公立普通学校六年生元福準、除相老は同地農業補習学校李昌信、朴春根、崔奉春等に煽動せられ拘禁学生の釈放の為万歳高唱、示威運動決行を計画し、二月十日昼休中、学校裏山に同校五、六年生を集合せしめ示威運動決行の目的を述べ賛成を求め、元福準指導の下に隊伍を組み約四十名一隊となり学生万歳を高唱しつつ市内に出でんとしたるを以て所轄署員に於て直に之を阻止し、首謀者を検束し解散せしめたり。検束せる首謀者に対しては嚴重訓戒の上釈放せり。(羅州公立普通学校) ¹²⁾

このほかにも、学校内での「不穏落書」から高等普通学校生徒とともに「暴動」を起こして検束されるものまで、「不穏言動」の内容・程度は様々であるが、その多くは上に示した例と同様、「邑内不良青年」、「上級学校生徒」、「同地主義者」等の「煽動」や「使嗾」によって行なわれたものである。同年、朝鮮総督府警務局の『治安状況』においても、「普通学校生徒ハ地方主義者ニ煽動セラレ不穏行動ヲ企テ検挙セラレタ」¹³⁾と記されており、児童の「不穏言動」が、児童をとりまく学校外の環境に影響を受けて行なわれる傾向にあったことがわかる。

当時の総督、斎藤実(総督在任期間(2度目):1929.8.17~1931.6.17)は、朝鮮各地の学校に「不穏」な言動が波及した状況を憂慮し、1930年6月30日に行なわれた司法官会議において、「近時不穏詭激ナル思想愈瀰漫シ、之ニ胚胎スル各種ノ犯罪益繁多ナラントス。就中青年学徒ノ軽々シク之ニ共鳴シ刑辟ニ触ルル者ノ多キヲ見ルハ寔ニ寒心ニ堪ヘザル所ナリ」¹⁴⁾と述べているほか、次の総督、宇垣一成(総督在任期間(2度目):1931.6.17~1936.8.5)も1931年8月の道警察部長会議において、「不純思想ノ瀰漫ニ伴ヒ純真ナル青少年及学校生徒ガ不知不識ノ間ニ誘惑ヲ蒙リ之ニ雷同シテ其ノ前途ヲ誤ル者増加セントスル傾向ヲ見ルハ寔ニ憂慮ニ堪ヘヌ所デアリマス」¹⁵⁾という訓示を残している。初等学校、しかも公立普通学校の児童が、周囲の影響で「不穏言動」を起こすことは、総督府にとって「憂慮ニ堪ヘヌ」状況であったことがわかる。

朝鮮総督府警務局の『最近に於ける朝鮮治安状況』によると、「光州学生事件」の影響による各学校での思想事件は1932年以降「沈静化」し、学校における「盟休事件の如き」は1932年には33件、1933年には38件、1934年には39件、1935年(11月迄)には

36 件となっている¹⁶⁾。1937 年の『朝鮮総督府施政年報』には、朝鮮における思想犯罪の件数は落ち着いたものの、問題が残存している状況について以下のように記されている。

昭和七年ヲ最高潮トシテ漸ク落潮ノ傾向ヲ辿ルニ至レリ然レ共未ダ其ノ跡ヲ断ツニ至ラズ其ノ運動ハ益執拗巧妙トナリ之ガ査察ハ愈困難¹⁷⁾

その後、1940 年代に入っても学校における思想問題は完全に根絶されることなく、初等学校では以下のような「不穩言動」が存在していた。

全北全州公立相生小学校第三学年三組（七二名）ニ於テ、十一月十一日第二時間目読方ノ時間ニ受持訓導平山スミエガ読本巻六ノ八「昔脱解」ニ於テ授業中、之ヲ内鮮一体ノ教材トシテ内地ト朝鮮トハ古来相互ニ親密ナリシ旨ヲ説明スルヤ、級長李鎔遠（一三）ハ突然立上リ「先生ソレハ違ヒマス、村ノ人ノ話ニ依レバ昔ハ内地ト朝鮮トハ何時モ喧嘩バカリシテ、内地人ハ朝鮮人ヲ虐メテバカリ居タトノコトデス」ト反抗的態度ヲ以テ之ヲ否定シ、同時ニ全児童ハ恰モ申合セタルガ如ク異口同ニ李ノ言ヲ肯定シ、中ニハ「僕等ハ大キクナツテ内地人ヲ殺シマス、今支那ト戦争シテ居ルガ、終ツタラ内地ト朝鮮トスグ戦争ヲ始メルソウデス」或ハ「僕ハソノ時一番ニ先生ヲ殺シテ首ヲ取りマス」等 枚言スル者アリ朝鮮語ノ悪口雑言乱レ飛ビ室内騒然トシテ遂ニ授業不能ニ陥リタリ¹⁸⁾

この「不穩言動」は、日本「内地」と朝鮮との関係について、学校における教授内容と学校外で触れる見解とに齟齬が生じたことに起因している。「村ノ人ノ話ニ依レバ…」、「…トノコトデス」、「…ソウデス」という表現からも明らかなように、ここでは地域住民の思想が 3 学年の児童を介して表出している。ここでもやはり、児童が周囲の環境（学校外）に影響を受けて「不穩言動」を起こすという初等学校における思想問題の特徴を窺うことができる。

1943 年に開催された全鮮学園会議における小磯国昭総督の訓示には、「朝鮮における学徒思想領導の成否は直ちに半島施政の成果を決定するものなりと断ずるも敢て過言ではありませんまい…（中略）…赤化思想に墮するものあるは当人の不心得なるは勿論でありますが、亦之を領導すべき職に在る者の善導せざるの罪なりといふても過言ではありませんぬ」¹⁹⁾とあるように、以上のような児童の「不穩言動」に対処し、思想の「善導」を担うべき存在は教員であった。しかし、児童を「善導」すべき教員にも思想問題が存在していたことは、前掲史料で「治安維持法」違反者が、「無職ほゞ全体の半数を占め農業、教員、学生の方が多く」とされていたことから明らかなである。では、1925 年以降、実際に「治安維持法」違反として検挙された教員はどれ程存在していたのだろうか。いくつかの資料によって明らかにし得た「治安維持法」違反で検挙された教員数についてまとめたものが表 1 である。資料の制限もあり、各年の検挙された教員に占める初等学校教員の割合や、すべての事件の内実を詳らかにすることは困難であるが、把握し得る範囲では、先に見た児童の「不穩言動」が継続していた 1930 年代には、以下のような初等学校教員の検挙記録が確認できる。

- ・ 1932 年 10 月 8 日、三升公立普通学校教員が「赤化教授」を行なったとして検挙²⁰⁾。
- ・ 1933 年 4 月、龍源公立普通学校教員が「不敬事件」で検挙²¹⁾。
- ・ 1933 年 8 月 18 日、義城公立普通学校教員が「秘密結社決死会事件」で検挙²²⁾。
- ・ 1933 年 10 月、柳等公立普通学校で「赤化教授事件」で検挙²³⁾。
- ・ 1933 年■月、慶南咸安郡郡北公立普通学校教員金斗栄ほか 14 名が「教壇の赤化と街頭運動とを企画せる事件」で検挙²⁴⁾。
- ・ 1934 年 10 月 12 日、延岩公立普通学校教員が「教育勅語放火事件」で検挙²⁵⁾。

(■は判読不可。以下同様。)

ここでは事件の詳しい内容までを窺うことができないが、各道の学務課や警察部がこうした教員の思想問題の根絶に努めた様子を確認することができる。以下は、1934 年の江原道における「公立学校長会議知事訓示及指示注意事項」にみられる指示事項である。

部下職員ノ思想善導ニ関スル件

近時神聖ナルベキ学校職員ニシテ往々不穩詭激ナル思想ニ感染シ甚ダシキハ我ガ国体觀念ニ悖ルガ如キ言動ヲ敢テシ刑辟ニ触ルルガ如キ者アルハ寔ニ遺憾トスル所ニシテ国民教育上寒心ニ堪ヘザル所ナリ

本道ニ於テハ未ダ之ガ不祥事ヲ見ズト雖将来一層部下職員ノ思想傾向及其ノ推移ニ関シテ特ニ細心ノ注意ヲ払ヒ社会問題、思想問題等ニ就テハ公正穩健ナル判断

力ノ誘導ニ努ムルト共ニ益々国体觀念ヲ明カニシ淬勵ノ誠ヲ輸シテ師表タルノ本分ヲ完フセシメラレタシ。²⁶⁾

これは、朝鮮全土で起こっている教員の思想問題を憂慮し、知事が校長に対して教員の思想に注意を払うよう指示したものである。また、1939 年 7 月 13 日、全羅南道庁会議室

(表 1)「治安維持法」違反で検挙された教員数

年	検挙人数	備考
1926	6	a
1927	13	a
1928	41	a
1929	16	a
1930	41	a
1931	50	a
1932	37	a
1933	38	a
1934	44	b
1935	19	b
1936	11	b
1937	10	b
1938	26	b (1~10 月)
1939	44	c
1940	—	—
1941	41	d
1942	45	d
1943	16	d (1~6 月)

【凡例】

1. 作表にあたっては、拓務省管理局「朝鮮ニ於ケル治安維持法違反者職業調」『朝鮮ニ於ケル思想犯罪調査資料』(1935 年 3 月)、朝鮮高等法院検事局思想部『思想彙報』第 17 号 (1937 年 12 月) 第 24 号 (1940 年 9 月) および続刊 (1943 年 10 月) における「最近に於ける思想犯罪に関する調査」を参照した。
2. 各年で参照した資料を明示するため、便宜的に「朝鮮ニ於ケル治安維持法違反者職業調」を a、『思想彙報』第 17 号を b、第 24 号を c、続刊を d とし、それぞれの備考欄に記した。

において行なわれた打合懇談会（道学務課主催）では、警察部長が各学校の校長に対し、「学校教師中模範教師にして赤化思想に伝染して居った事例もあつたが学校に於て絶対信頼して居るからと云つても警察に於ては必ずしも安心することが出来ない。此の点に付ては充分御留意願いたい」²⁷⁾と発言しており、教員の思想問題を警戒している様子が窺える。1940年代に入っても、教員の思想事件は絶えず、なかんずく1941年には、初等学校教員の思想事件が比較的多く、その概要および経過を明らかにし得るものがいくつかある。1941年は、初等学校が、「皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的錬成ヲ為ス」²⁸⁾ことを目的とする国民学校となった年でもあり、その実施に際して、真崎長年学務局長が「任を教育に奉ずるものはその責務の重大なるを痛感し益々研鑽已むことなく不退転の意気を以て職域奉公の誠を致されんことを切望する」²⁹⁾と改めて教員の「責務」を強調している。さらに、同年12月に突入する戦時体制期への過程で、児童の「善導」を担うべき教員がどのような思想問題を有していたのかということを窺い得る点でも注目に値する。

朝鮮総督府警務局の「鮮内学校職員並学生生徒ノ思想事件検挙調（自昭和十五年十二月至昭和十六年九月）」によれば、1941年は、1～9月に少なくとも5件の初等学校教員による思想事件が摘発されていることが確認できる。その概要についてまとめたものが表2である。

（表2）1941年（1～9月）における初等学校教員の思想事件

検挙月日	検挙官署	事件名	被疑者名	事件の概要	措置
1月29日	居昌警察署	不穩教授事件	河本 環 述 （加北国民学校訓導）	昭和十四年以降検挙ニ至ル迄ノ間、教職ニアルヲ奇貨トシ教壇ヲ通ジ又ハ私宅ニ於テ、受持児童ニ対シテ朝鮮語使用奨励、日本歴史ノ虚構説、日韓併合反対、日支事変及反軍宣伝、志願兵制度反対等ニ関シ不穩ノ宣伝教授ヲ為シタリ	予 審 請 求（4月15日時点）
4月？日	江景警察署	皇室ニ対スル不敬言動事件	松田 順 （浮石国民学校訓導）	四月二十日二年生教室ニ於テ、当日農具当番タリシ六年生三名入室シ来リ、教室ニ懸ケアリシ奉護袋ノ歪ミ居ルヲ正シク直シタルヲ見「ツマラヌ事ヲスルナ、オ前等ガ陛下ノ首ヲ取ツテ来タラ褒美ヲヤル」ト不敬言辞ヲ弄セリ	懲役1年 6月（7月22日時点）
7月19日	公州警察署	国民学校訓導ノ不敬罪並治安維持	柳川 敬一 （長岐国民学校訓導）	担任児童ニ対シ「朝鮮ノ王様ノ子ガ日本ニ逃ゲテ陸軍ノナニカヤツテイルガ朝鮮ノ王様ハソナ馬鹿デアル」云々ト李王殿下ニ対シ奉リ不敬言辞ヲ弄シタル他、朝鮮ヲ独立サセル為ニハドンナ苦シミガ来テモ最後迄頑張レ「勝利ハ信念ニアリ、汗ヲ流セ、涙ヲ流セ、血ヲ流セ」	懲役3年 控 訴 中 （11月5日時点）

		法 違 反 事 件		等ノ不穩事項ヲ自己写真裏面ニ記シ、之ヲ卒業生ニ交付 シテ独立思想ヲ注入セリ	
7 月 30 日	淳昌警察署	国 民 学 校 訓 導 ノ 教 壇 赤 化 事 件	青木茂雄	全州師範学校卒業シテ本校ニ着任以来 <u>教職ニ在ルヲ奇 貨トシテ同校児童ニ対シ、教壇ヲ通ジ或ハ実習時間其他 総有機會ヲ捉ヘテ朝鮮独立ヲ仄カシ、共産社会制度ヲ譴 歌シ又ハ厭戦乃至反戦の気分ヲ醸スルガ如キ反時局 的言動並ニ造言飛語ヲ為シタリ</u>	起 訴 公 判 請 求 (11 月 11 日 時 点)
8 月 10 日	忠清南道警 察部	大 邱 師 範 学 校 出 身 訓 導 等 ノ 秘 密 結 社 事 件	新井孝濤 ほか 23 名	本校（大邱師範学校一山下註）尋常科本年度卒業生並ニ 本校生ニ依リ、文学ニ依ル民族意識ノ昂揚鼓吹並ニ朝鮮 人大衆ノ智識向上、実力養成朝鮮独立ヲ終局ノ目的トス ル文芸部ナル秘密結社ヲ結成シ、爾來会員方ヲ輪番会合 シテ朝鮮人大衆ノ救済或ハ実力養成ノ方法ニ就キ協議 シ、其間「学生」ナル秘密出版ヲ為シ、或ハ卒業後ニ於 テモ <u>教壇ヲ通ジテ児童ニ意識ヲ注入昂揚ニ努メツツア リタルモノナルガ</u> 取調ノ結果、本年二月初旬在校生十 八名ヲ以テスル「茶草団」ナル秘密結社ヲ組織シ、文芸 部ト合流シ其ノ一細胞トシテ活動セリ	取調中

＊朝鮮総督府警務局「鮮内学校職員並学生生徒ノ思想事件検挙調（自昭和十五年十二月至昭和十六年九月）」（朝鮮総督府『昭和十六年十二月第七十九回帝国議會説明資料』、1941 年）により筆者作成。なお、河本、柳川、新井は朝鮮人であり、その他の者については確認できず。

これらの思想事件は、教員という立場を通じた民族意識の伝達・育成という点にその特徴を見出すことができる。また、表中 4 番目の事件が「国民学校訓導ノ教壇赤化事件」とされていることから、先に見た 1930 年代の「赤化教授事件」や「教壇の赤化」事件もこれと類似したケースであったと考えられる。ここで取り上げた教員に関しては、その活動が発覚し、検挙されてはいるものの、民族意識を次世代に伝達するには、教室というある程度独立した空間において一定数の朝鮮人児童と直接接し得る教員という職は恰好の立場であったといえよう。特に、この時期における初等学校児童のほとんどは植民地期の朝鮮に生まれ、植民地という環境の中で、間接的な経験によってのみ民族意識を理解せざるを得ない状況にあったのである。こうした状況を踏まえ、思想を形成するプロセスの中でも初等教育段階を重要な時期とした点においては、朝鮮総督府と一部の朝鮮人教員の着眼点は共通していたといえる。このように初等学校においては、植民地教育の円滑化のために総督府は朝鮮人児童の教育に朝鮮人教員を「利用」していた一方で、朝鮮人教員の一部が、教員という立場を「利用」していたという実情が窺える。

1943年に小磯国昭総督が、「思想事件により刑辟に触れたる教職員及び学徒の数近年依然として減少を見ざるの事實は、過去十年以来期を画して一路改善向上し来れる物心両面に亘る同胞の福祉に対し正に逆行せる朝鮮教育界汚辱の所産として職に教学に携はる者の相共に慚愧せざるを得ない所であります」³⁰⁾と述べていることから、戦時体制下においても教員の思想問題は絶えず、そうした状況を総督府が憂慮していたことがわかる。

2. 養成段階における思想問題

ここではさらに教員の思想問題の特徴を明らかにするため、教員が養成される段階である師範学校での思想問題に着目する。例外を除けば、師範学校を卒業した生徒たちはすべて初等学校の教員となっていることや、大局的に見れば、朝鮮の師範学校で養成される教員の多くは朝鮮人であったことなどを勘案すると、教員の思想問題について論じるうえでは、その養成段階での思想状況を看過することができない。すなわち、養成段階と卒業後の連続性という観点から教員の思想問題の特徴について検討する必要がある。そこでここでは、初等学校の教員が、教員として養成される過程にどのような思想問題が存在していたのかという点の解明に主眼を置いて論じたい。

前掲表2のうち、最後に示した「大邱師範学校出身訓導等ノ秘密結社事件」は、「教壇ヲ通ジテ児童ニ意識ノ注入昂揚ニ努」めていた教員が、師範学校在学時から「朝鮮独立ヲ終局ノ目的トスル文芸部ナル秘密結社ヲ結成シ」て密かに民族意識昂揚の活動に従事していたものである。特に主犯として検挙された新井（朝鮮人）については、「師範学校在学当時ヨリ民族主義意識ヲ抱懷シ朝鮮ノ独立ヲ希望シ居リタルモノ」³¹⁾とされ、大田地方法院の「予審終結決定」文によると、「表面朝鮮文芸ノ研究ヲ標榜シ裏面ニ於テハ民族意識ヲ昂揚シ実カテ養成団結シテ民族運動ヲ為シ窮極ニ於テ朝鮮ヲシテ帝国ノ羈絆ヨリ離脱独立セシムルコトヲ目的トシ秘密結社ヲ組織」³²⁾していたという。教員の養成機関たる師範学校は、いわゆる「内鮮共学」体制の下、制度的には逸早く「内鮮一体」を具現化しており³³⁾、生徒たちは卒業後、朝鮮の初等教育を担う者として、師範学校では「特ニ徳性ノ涵養ニカメ」³⁴⁾るものとされていた。さらに、師範学校の官立化が決定した1929年には、松浦鎮次郎学務局長（在任期間は1929年2月1日～10月4日）が師範学校での教育について以下のように述べ、その重要性を強調している。

師範教育が国民教養上重要な地位を占むるは、更に多言を要しない処でありまして、殊に朝鮮に於ける初等学校教員は日韓併合の主旨を理解して克く其の真髓を体し、第二の国民をして内鮮融和共栄の大義を自覚せしむる為、其の精神的資質を堅実にし、国民的性格の根柢を培ふべき至重の責任を荷ふものでありまして、之が教育に関しては特に一層の注意を要し、之が改善進歩を策するに於て十全を期せなければならぬのであります³⁵⁾

このように、師範学校においては、生徒の思想教育を重視していたが、実際には、師範学校内に朝鮮人生徒の民族意識や抗日・独立思想を醸成する秘密組織およびその活動が潜

在していたということは、教員の思想問題を検討するにうえて注目に値する。「大邱師範学校出身訓導等ノ秘密結社事件」の主犯たる新井が卒業した大邱師範学校では、1929年の開校以来、朝鮮人教員と朝鮮人生徒によって、民族運動が継続的に行なわれていた。大邱師範尋常科同門会による『大邱師範尋常科誌』や大邱師範の教員、卒業生らの証言によれば、同校におけるおもな思想事件には、第1期生らによる「第一次読書会事件」、第3期生らによる「第二次読書会事件」、第6期生らによる「民謡集出版事件」、第7期生らによる「倭館抗日学生事件」、第9期生らによる「パンディップル事件」がある。発覚して「事件」化したものだけを見ても、1930年代にはこうした民族運動が継続して行なわれていたことがわかる。ここでは、大邱師範学校における民族運動の端緒を開いた、第1期生らによる「第一次読書会事件」に着目する。この事件は、大邱師範学校が設置された翌年の1930年、第1期生たちが、英語担当教員であった玄俊赫の指導の下、「社会科学研究グループ」を組織したことに端を発している。事件の判決文によると、この「社会科学研究グループ」が組織されるまでの経緯は以下のとおりである。

被告玄俊赫ハ貧農ノ家ニ生レ夙ニ無産鮮農ノ救済ヲ以テ自己ノ任務トシ大邱師範学校教師ニ奉職後昭和五年秋頃ヨリ農民ニ階級意識ヲ注入シ以テ之カ奮起ヲ促サント欲シ先ツ右師範学校生徒ニ社会科学ヲ研究セシメ階級意識ヲ注入シ学校卒業後農民ノ子弟ニ階級意識ヲ普及セシメント企テ同年十二月頃ヨリ昭和六年九月頃迄ノ間右師範学校生徒中左翼的思想傾向アル崔性冕、申鉉弼、徐廷哲、禹濟東、崔利七、木村義人等ヲ選ヒ被告玄俊赫ノ指導ノ下テ社会科学研究グループナル団体ヲ組織セシメ…（後略）³⁶⁾

この「社会科学研究グループ」のおもな活動は、朝鮮民族の解放と無産農民の救済を目的とする朝鮮語書物の読書活動であった。1931年、他の思想事件の取調中にこの読書活動が発覚して捜査が行なわれ、玄俊赫教諭を含む37名（うち「内地人」1名）が検挙されている³⁷⁾。判決文によれば、1932年12月に玄俊赫が懲役2年、執行猶予5年、中心的な存在であった生徒6名が懲役1年、執行猶予4年となっている³⁸⁾。事件は裁判を経て表面上決着したわけであるが、上述したとおり、その後も同校では生徒による思想事件が繰り返されている。

大邱師範尋常科同門会の名簿によると、大邱師範の入学者の総数は1,724名であり、そのうち中退者は少なくとも195名（うち「内地人」2名）である。この195名のうち、中退理由が明らかなものは79名で、もっとも多い中退理由は、思想問題や民族運動への参加（64名）、次いで疾病（9名）、転学（6名）となっている³⁹⁾。さらに、民族運動に参加した生徒の中からは獄死者さえ出ており、師範学校での思想活動が、自らの生命を賭して行なわれるほどのものであったことがわかる。1942年、大邱師範学校に14期生として入学した申鉉夏は、「入学してしばらくすると、日常生活の自然な流れの中で先輩たちの抗日運動の事実を聞かされるようになった。その時受けた衝撃は計り知れず、『まさかそんなことが……。それは命懸けではないか！』と恐怖と興奮に身の引き締まる思いがした」⁴⁰⁾

と回想している。また申の、「次々に手渡されるハングルの読み物は、まさしく秘密の宝庫だった。それらの秘密を知るようになり、私の胸には、次第に民族意識がつのって行った」⁴¹⁾という証言は、発覚した事件数からは一見、思想問題が鎮静化したと思われる1940年代の師範学校においても、朝鮮語書物の秘密読書活動が朝鮮人生徒の間で綿々と受け継がれていたことを示唆するものである。

こうした師範学校生徒による思想事件は、朝鮮全土、すべての師範学校において確認し得るものではない。いわんや表面化することなく潜在していた秘密組織の存在や活動については、その有無を推し測ることさえ容易ではない。しかし、大邱師範学校と、教員・生徒の構成、教育内容とその変遷、寄宿舎生活をはじめとする学生生活に多くの共通点・類似性を有していた各道の地方師範学校においても、同様の活動が秘密裏に行なわれていた可能性が否めない⁴²⁾。

以上のように、教員の思想問題の萌芽は養成の段階にまで遡り、「特ニ徳性ノ涵養ニ力メ」とされ、思想面には充分な注意が払われていたはずの師範学校は、むしろ民族意識醸成の温床ともいうべき場として機能することさえあったのである。このように、総督府にとっては、植民地教育の推進に資する存在であったはずの教員が、養成の段階で植民地支配に抗する民族意識を培っていたということもひとつの実態であり、こうした一面は、朝鮮における植民地教育政策の綻びを物語るものであるとともに、教員集団が植民地政策に対して有していた両面的な特徴を窺わせるものである。

おわりに

本稿では、植民地教育にある種の綻びと停滞をもたらした教員の一側面を明らかにすることを課題とし、思想問題の実態解明に重点を置いて論じてきた。教員の中でも思想事件を起こす教員や、師範学校生徒の段階で民族運動に携わったものをクローズアップしたのはそのためである。本稿は、教員が植民地教育を担い、その徹底に与した集団としての側面を有していたことを度外視するものではなく、そうした側面のみによって語られる位置づけに一石を投ずることをねらいとしていたことを確認し、以下、本稿のまとめと今後の課題について述べたい。

まず着目したのは、教員を取り巻く環境の思想状況および実際の教員による思想事件についてであった。初等学校における児童の思想問題は、「光州学生事件」といった大きな民族・抗日運動の流れの中で、その影響を受けながら顕在化していた。具体的には、周囲の「不良青年」や「上級学校生徒」、「主義者」等の「煽動」や「使喚」によって児童が学校内外において「不穏言動」を起こすというかたちで展開していた。教員は、こうした児童の思想を「善導」する立場にあったが、朝鮮人教員の一部は、むしろ朝鮮人児童の民族意識を育成・昂揚していた。こうした思想活動の特徴は、学校の教室や私宅にて朝鮮人児童に民族意識の伝達・育成を図るという、教員の立場を「利用」していた点にある。このよ

うに、いわゆる「内鮮一体」や「同化」の推進に資する場として機能するはずであった初等学校において、植民地支配に抗する思想や意識が醸成されていたということもひとつの実態であり、ここに植民地教育の綻びを窺うことができる。

また、思想事件で検挙された教員 一部は、師範学校在学時、すなわち教員として養成される過程において、民族意識や独立思想を培っていたことも明らかとなった。朝鮮における教員としての資質を養うべき場である師範学校においては、朝鮮人教員や朝鮮人生徒による秘密組織が存在し、民族意識育成・昂揚活動が展開されることも少なくなかった。文字どおり植民地教育の「担い手」として「優良な」教員を養成することが師範学校の使命であり、朝鮮総督府のねらいであったが、皮肉にも、実際はむしろ、その師範学校が朝鮮人生徒の民族・抗日思想を育む場として機能することさえあったというのが実情である。

本稿で着目した教員の思想問題は、確認できる限り、すべて朝鮮人教員によるものであった。しかし、実際には上甲米太郎のように「内地人」教員の中にも「治安維持法」違反となった教員が少なからず存在していた。これら「内地人」教員の思想問題は本稿で明らかにした朝鮮人教員のそれとは異質な問題であったと考えられるため、別途検討される必要がある。この点が今後の課題であることを付言しておきたい。

*本稿は、平成 20～21 年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）によって行なわれたものである。

〔注〕

- 1) 稲葉継雄『旧韓国～朝鮮の日本人教員』（九州大学出版会、2001 年）は、旧韓国・朝鮮における日本人教員、なかんずく日本「内地」から朝鮮に渡った教員の出身県や出身校を追い、旧韓国・朝鮮で教員となった際に地縁や同窓の繋がりによる人事連携が行なわれたこと等、出自に基づいた日本人教員の特色が見出されている。また、講習会や試験制度、師範教育機関における朝鮮語の授業等、日本人教員に対する朝鮮語奨励政策の変遷、実態について検討したものに、山田寛人の『植民地朝鮮における朝鮮語奨励政策 朝鮮語を学んだ日本人』（不二出版、2004 年）がある。
- 2) 拙稿「植民地朝鮮における教員の位置づけ再考」、日本植民地教育史研究会編『植民地教科書と国定教科書 植民地教育史研究年報 11』、皓星社、2009 年、62－81 頁。
- 3) そのほか、1919 年 4 月 15 日に施行された「政治ニ関スル犯罪処罰ノ件」（朝鮮制令七号）によって取り締まられることもあり、同令が「治安立法の前史」に位置づけられることもある。（荻野富士夫編『治安維持法関係資料集』第 1 巻、1996 年、21－22 頁。）
- 4) 朝鮮総督府『道警察部長会議に於ける訓示要旨集』（秘印あり）、1927 年、121 頁。
- 5) 高等法院検事局『朝鮮治安維持法違反調査（一）資料一大正十四年五月十二日施行日より昭和三年二月末日迄確定判決一』、1 頁、1928 年。
- 6) 同上、1－2 頁。
- 7) 同上、2 頁。
- 8) 朝鮮総督府『朝鮮総督府施政年報』、1937 年度、495 頁。
- 9) 朝鮮総督府警務局極秘文書『光州抗日学生事件資料』、（復刻版、1979 年、風媒社）、191 頁。
- 10) 同上、194 頁。

- 1¹⁾ 同上、251 頁。
- 1²⁾ 同上、258 頁。
- 1³⁾ 朝鮮総督府警務局『治安状況』(秘印あり)、1930 年 10 月。
- 1⁴⁾ 朝鮮総督官房文書課編集『諭告・訓示・演述総攬』、1941 年、412 頁。
- 1⁵⁾ 朝鮮総督府『警務彙報』第 305 号、1931 年 9 月、136 頁。
- 1⁶⁾ 朝鮮総督府警務局『最近に於ける朝鮮治安状況』(秘印あり)、1936 年、113 頁。
- 1⁷⁾ 前掲『朝鮮総督府施政年報』、561 頁。
- 1⁸⁾ 朝鮮総督府警務局「主要事件ノ検挙状況」、同『昭和十六年十二月第七十九回帝国議会説明資料』、1941 年。
- 1⁹⁾ 京城日報社『小磯統理の展望』、第 4 輯、1943 年、281 頁。
- 2⁰⁾ 前掲『最近に於ける朝鮮治安状況』、121 頁。
- 2¹⁾ 同上、122 頁。
- 2²⁾ 同上、123 頁。
- 2³⁾ 同上。
- 2⁴⁾ 同上、115 頁。
- 2⁵⁾ 同上、125 頁。
- 2⁶⁾ 江原道教育会『江原道教育要綱』、1935 年、88 頁。
- 2⁷⁾ 朝鮮総督府『高等外事月報』、1939 年 7 月、47 頁。
- 2⁸⁾ 「国民学校令」、第 1 条、1941 年。
- 2⁹⁾ 学務局長(真崎長年)談「国民学校制度実施に際して」、『文教の朝鮮』、朝鮮教育会、1941 年 4 月号、6 頁。
- 3⁰⁾ 前掲『小磯統理の展望』第 4 輯、1943 年、283 頁。
- 3¹⁾ 大田地方法院「昭和十六年予第二十号 予審終結決定」、1943 年。
- 3²⁾ 同上。
- 3³⁾ しかし実際は、京城師範学校においては、生徒の大多数が「内地人」であり、それ以外の各道に設置された地方師範学校の生徒の大多数は朝鮮人という、不均衡な「内鮮共学」であった点を指摘しておかねばならない。こうした師範学校における不均衡な「内戦共学」の実態については、拙稿「植民地朝鮮における『内地人』教員の多様性－招聘教員と朝鮮で養成された教員の特徴とその関係－」(『日本の教育史学』、第 50 集、2007 年、97－109 頁)で言及している。
- 3⁴⁾ 「朝鮮教育令」、第 13 条、1922 年。
- 3⁵⁾ 松浦学務局長「朝鮮教育令の改正に就て」、『文教の朝鮮』、1929 年 5 月号、26 頁。
- 3⁶⁾ 大邱地方法院「大邱師範尋常科学生抗日事件判決文」、1932 年 12 月 2 日。
- 3⁷⁾ 拓務省管理局「朝鮮ニ於テ昭和七、八年中検挙シタル赤化学校」、『改正治安維持法参考資料』、1934 年 2 月。
- 3⁸⁾ 前掲「大邱師範尋常科学生抗日事件判決文」。
- 3⁹⁾ 大邱師範尋常科同門会『大邱師範尋常科誌』(韓国語文献)、1991 年、365-486 頁。
- 4⁰⁾ 申鉉夏『恨の海峡』、石風社、1996 年、94 頁。
- 4¹⁾ 同上、95 頁。
- 4²⁾ 少なくとも、大邱師範学校で最初に朝鮮人教員・生徒が思想問題で検挙された 1932 年には、平壤師範学校においても、18 名の朝鮮人生徒が思想事件で検挙されている。(拓務省管理局「朝鮮ニ於テ昭和七、八年中検挙シタル赤化学校」、『改正治安維持法参考資料』1934 年、「山岡萬之助関係文書」所収、学習院大学法経図書室所蔵。謄写刷。)また、その 2 年前の 1930 年には、全州公立師範学校に「親愛する白衣同胞よ！男女学生大衆よ！猛烈に闘へ云々」と記した紙 10 枚が発見されるという事件が起きている。(前掲『光州抗日学生事件資料』、322 頁。)

Problems of Teacher Ideology in Colonial Korea

YAMASHITA, Tatsuya

(Special researcher of the Japan Society for the Promotion of Science,
Kyushu University)

By examining the problems of teacher ideology in Colonial Korea, this article reconsiders the positioning of elementary school teachers who have previously been explained as “bearers” of the colonial education endeavor. I certainly cannot deny that teachers practiced colonial education, and that as a group they helped with the establishment of colonial education, but one aim of this article is to challenge the claims which position teachers one-sidedly in this manner.

First I focus attention on problems of children involving ideological issues and the ideological offenses of teachers. Problems of children involving ideological issues in elementary schools emerged amidst the flow of large anti-Japanese movements such as the “Koshu Student Case”. The teachers’ roles were to conduct “proper guidance” of the thought of the children, yet some Korean teachers, rather, did the opposite by raising the ethnic consciousness of Korean children. One characteristic of this ideological activity was “the use” of the teacher’s position, for example, to transmit ethnic consciousness to Korean children in classrooms and in the teacher’s homes. This represents one actual situation in which thought and consciousness to resist colonial rule were promoted in elementary schools which were to have promoted “*Naisen ittai*” (“harmony of Mainland and Korea”) and “assimilation”, and it reveals a seam in the colonial education in Korea.

Furthermore, I clarified that a portion of teachers arrested for ideological offenses cultivated ethnic consciousness and independent thought during the stages when they were being trained to become teachers.